

# 「農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況

令和3年4月20日

【勧告先】農林水産省 【勧告日】令和2年5月15日 【回答日】令和3年3月29日 ※改善状況は令和3年3月29日現在

## 背景

- 農道・林道（総延長約31万km）は、道路ネットワークの構成要素として看過できないインフラ
- 農山村地域の高齢化や人口減少等に伴い、土地改良区や森林組合等による維持管理体制の確保が困難となる懸念

農道・林道のより効率的・効化的なメンテナンスサイクルの確立及びそれを通じた適切なインフラマネジメントを図る観点から、18道県、52市町村、16土地改良区、10森林組合に対し調査を実施



## ポイント

- 勧告時、農林水産省に対し、農道・林道の適切な維持管理を図る観点から、
  - ①メンテナンスサイクルの確立、
  - ②適正な個別施設計画の策定、
  - ③併用林道等における情報共有の推進、
  - ④高速道路跨道橋等の<sup>こどうきょう</sup>廃止・撤去に向けた検討等の4項目について改善を求めた。
- これを踏まえ、農林水産省では、
  - ①有識者検討会を設置し、点検手法等を検討し、手引きに反映
  - ②適正な個別施設計画の策定に向け、作成事例集を取りまとめて管理者に提示
  - ③併用林道における個別施設計画の策定のための点検・診断の取扱方針を明示  
また、国と市町村等との維持管理の役割分担を明確化
  - ④高速道路跨道橋等の利用状況について調査を実施。当該調査の結果を踏まえ、廃止・撤去に向けた支援措置を拡充 等 4項目全てで取組が進められている。
- 詳細については次ページのとおり

# 1 メンテナンスサイクルの確立

## 【制度の概要】

- 利用者や第三者の安全を確保した上で、インフラが必要な機能を発揮し続けるために、各管理主体において、「メンテナンスサイクル」（①点検、②診断、③修繕・更新、④情報の記録・活用）を構築し、継続的に発展させることが必要（インフラ長寿命化基本計画）



## 主な勧告（調査結果）

### ○ 各管理者の予算・人員・技術力の現状を踏まえた支援等を検討・実施すること

#### <主な調査結果>

- 予算不足・技術力不足等を理由として、定期点検や修繕等の実施に苦慮しているとの意見あり
- 一方、他部局等と連携して点検コストを縮減するなど、効率的・効果的な維持管理を実施している例あり

### ○ 点検等により得られた知見の一元的な記録・管理及び次期点検等への活用を推進すること

#### <主な調査結果>

- 点検時の写真等が記載されていない例や、定期点検等の結果が路線の移管先に引き継がれていない例あり
- 一方、過去の点検結果等を活用して、施設の状態や損傷の程度等を踏まえたメリハリある点検等を実施している例あり

## 主な改善措置状況

### ○ 各管理者の予算・人員・技術力の現状を踏まえた支援等【農道】

- ・ 有識者検討会を開催し、点検精度・手法の検討やドローン等を活用した橋梁点検等の優良事例の収集を行い、「農道保全対策の手引き」に反映
- ・ 令和3年度に農村整備事業を創設し、予算面の支援を拡充予定

### 【林道】

- ・ 林道管理者に対し、点検・診断等への技術的助言を行うとともに、研修の定期的な開催等を要請
- ・ 市町村等に対し、点検に係る優良事例を横展開

### ○ 一元的な記録・管理及び次期点検等への活用【農道】

- ・ 農道管理者に対し、点検結果の一元的な記録等を要請するとともに、ICTデータベース又はドローンの導入に係る地方財政措置等を活用した点検結果等の蓄積及び活用を働きかけ

### 【林道】

- ・ 林道管理者に対し、定期点検等の結果を適切に保管・管理し、次期の点検・診断等に活用することを要請

## 2 適切な個別施設計画の策定

### 【制度の概要】

- 「個別施設計画」とは、点検・診断の結果得られた施設の状態を記録し、その状態に応じた長寿命化対策（対策工法、対策時期、対策費用等）等を定める中長期的な計画
- 農道・林道における策定対象施設は、橋梁（農道:橋長15m以上、林道:橋長4m以上）、トンネル等

### 主な勧告（調査結果）

- **個別施設計画策定の基礎となる台帳の的確な整備等を促すとともに、個別施設計画の内容の適正化を図るため、必要な技術的助言等を実施すること**

#### <主な調査結果>

- 個別施設計画の策定漏れや不十分な記載内容となっている例あり
- (具体例)
  - ・ 台帳に施設の記載がなかったため、当該施設の計画策定に漏れ
  - ・ 管理する12橋梁について、その損傷状況が異なるにもかかわらず、長寿命化対策の内容が全て同一
- ◎ 一方、市町村が策定した個別施設計画の記載内容の不備について、県が確認し技術的助言を行っている例あり



### 主な改善措置状況

- **台帳の的確な整備**
  - 【農道】
    - ・ 農道管理者に対し、施設の点検・診断を行った場合に必要に応じて農道台帳の作成・更新も併せて行うなど、農道台帳の作成、管理、更新を適切に行うことを改めて要請
  - 【林道】
    - ・ 林道管理者に対し、林道施設の現況を林道台帳に整理するよう改めて要請
- **個別施設計画の内容の適正化**
  - 【農道】
    - ・ 農道管理者に対し、作成事例集を踏まえ、個別施設計画の記載事項を適切に記載することを要請
  - 【林道】
    - ・ 都道府県に対し、都道府県が計画策定に係る優良事例を示して技術的助言を行っている事例を紹介するとともに、各林道管理者に対する技術的助言の実施を要請

### 3 併用林道等における情報共有の推進

#### 【制度の概要】

- 「併用林道」とは、市町村等が管理する各種道路について、国有林林道に準じて取り扱うもの又は既存の国有林林道を住民の生活道路等として活用するため、市町村道等として取り扱うもの
- 併用林道の設定に当たり、国（森林管理署等）と市町村等は、併用区間、併用期間、維持修繕時の負担割合等を定めた協定（併用林道協定）を締結
- 定期点検実施主体や個別施設計画策定主体等については、国と市町村等がその都度協議



#### 主な勧告（調査結果）

- **複数の管理者が関わる農道・林道施設については、定期点検等に係る役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有の推進等を図ること**

#### <主な調査結果>

- 併用林道上の施設について、国（森林管理署等）と市町村等とがそれぞれ点検を実施しているが、点検結果が共有されていない例あり
- 一部の森林管理署においては、併用林道協定を締結している市町村に対し、点検の実施状況等について情報共有を行うとともに、個別施設計画の策定主体について協議している例あり



#### 主な改善措置状況

- **併用林道の取扱いについて**
  - ・ 森林管理局に対し、個別施設計画の策定対象や点検等に関する協定の取扱い方針等を明示
- **その他複数の管理者が関わる施設の取扱い**
  - 【農道】
    - ・ 農道管理者に対し、役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有を推進するよう要請
  - 【林道】
    - ・ 林道管理者に対し、役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有を推進するよう要請
    - 複数の管理者が関わる50施設（対象は、行政区境のトンネル又は橋梁を双方の市町村が管理に係る施設が36施設、その他の事情により複数の管理者が管理に係る施設が14施設）の管理状況について調査を実施し、いずれの維持管理も適切に行われていることを確認

# 4 高速道路跨道橋の撤去等

## 【制度の概要】

- 高速道路施設の維持管理に関する問題（点検未実施、施設の損傷等）が顕在化したことを受け、平成26年6月、参議院において、高速道路跨道橋の点検体制の抜本的な見直し等を行うよう警告決議
- 国土交通省は、平成27年1月、関係省庁に対し点検促進等を要請。また、老朽化した高速道路跨道橋の撤去を促進するため、道路橋（道路法の適用を受ける橋梁）については、社会資本整備総合交付金により、撤去を支援
- 一方、農林水産省の農山漁村地域整備交付金は、農道橋・林道橋の単純撤去には活用できず



※ 国土交通省資料から引用

## 主な勧告（調査結果）

- **農道・林道施設の利用状況を把握するとともに、必要性が認められなくなったものについては、その廃止・撤去に向けた支援等を検討・実施すること**

### <主な調査結果>

- 社会・経済情勢の変化に伴い利用者が減少した高速道路跨道橋の維持管理に苦慮しているとの意見あり

### （具体例）

- ・ 周辺地の耕作放棄地化に伴い利用者がほとんどいないと思われる高速道路跨道橋について、その点検時に、高速道路の車線規制等が必要となるため費用負担が重く、継続的な定期点検の実施に懸念
- ・ 高速道路跨道橋の維持管理コストが負担。<sup>うかいろ</sup>迂回路もあるため、撤去したいがその費用が高額で踏み切れず

## 主な改善措置状況

- **施設の利用状況の把握と支援に向けた検討**  
【農道】
  - ・ 高速道路跨道橋等の利用状況に関する調査を実施（対象は、高速道路跨道橋136橋及びその他施設）
    - 全国136橋のうち、現在利用しておらず今後も利用が見込めないとして廃止・撤去する方針のものを7橋確認
  - ・ 農道施設の再編・集約・撤去について、令和3年度に創設する農村整備事業等で支援する予定
- 【林道】
  - ・ 林道施設の利用状況の調査を実施（対象は、民有林林道における高速道路跨道橋30橋、跨線橋9橋及び緊急輸送道路に位置付けられた林道施設19施設。国有林林道については、該当施設なし）
    - 必要性が認められないとして廃止・撤去を予定するのは確認されず
  - ・ 林道管理者に対し、林道施設の利用状況を定期的に把握し、その利用状況等に応じた効率的・効果的な維持管理を改めて要請

# 農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

## 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成31年4月～令和2年5月
- 2 調査対象機関 農林水産省、国土交通省

## 【勧告日及び勧告先】

令和2年5月15日 農林水産省

## 【回答年月日】

令和3年3月29日 農林水産省 ※改善状況は令和3年3月29日現在

## 【調査の背景事情】

- 農道・林道の総延長は、道路法（昭和27年法律第180号）に位置付けられている高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（以下、これらを総称して「道路法上の道路」という。）の総延長の約4分の1に相当する約31万kmに及び、道路ネットワークの構成要素として看過できないインフラとなっている。
- その管理者は、国、都道府県及び市町村のほか、土地改良区や森林組合等の団体も一定数みられる。これらの団体については、農山村地域における人口の減少や高齢化の進展等に伴い、その構成員が減少し、維持管理に係る体制の確保が今後ますます困難となっていくことも懸念される。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、道路ネットワークを構成する農道・林道の維持管理について、より効率的・効果的なメンテナンスサイクルの確立及びそれを通じた適切なインフラマネジメントの実現を図る観点から、その実態等を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p><b>1 メンテナンスサイクルの確立</b> (勧告要旨)</p> <p>点検・診断・修繕・更新の着実な実施を図るため、各管理者の予算・人員・技術力の現状を踏まえた必要な支援等を検討・実施するとともに、点検等により得られた知見の一元的な記録・管理及び次期点検等への活用を推進すること。</p>	<p>(農道)</p> <p>農道の点検・診断・修繕・更新については、農道を含む農村インフラの強靱化・高度化を図るため、これらを一体的に支援する農村整備事業を令和3年度に創設し、各管理者の予算面の支援を拡充予定であるとともに、技術面の支援として、「農道の点検に係る有識者検討会」（第1回：2年8月18日、</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)により、利用者や第三者の安全を確保した上で、インフラが必要な機能を発揮し続けるために、各管理主体において、「メンテナンスサイクル」(①点検、②診断、③修繕・更新、④情報の記録・活用)を構築し、継続的に発展させることが必要</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 当省の調査対象機関における平成30年度末時点の定期点検の実施状況は、個別施設計画の策定対象となる橋梁<sup>きょうりょう</sup>(橋長15m以上(農道)又は4m以上(林道))又はトンネルを有し、かつ、当該施設について定期点検を実施している管理者は、農道で74.1%(40/54機関)、林道で81.2%(56/69機関)</p> <p>○ 定期点検を実施していない理由として、他のインフラ施設に比べ、交通量等が少ない農道・林道施設では、点検等の優先順位が低く、コンサルタント会社等に委託して行う点検を実施するための費用が確保できないためなどの意見あり</p> <p>○ 一方、市町村内部において農道・林道の維持管理部局が道路法上の道路の担当部局と連携して点検を実施している例や、他市町村の農道・林道の維持管理部局と連携して地域で一括して点検を実施することで維持管理コストの縮減を図っている例あり</p> <p>○ また、過去の点検・診断結果が十分に参照できない状態となっている例がみられた一方、当該結果に基づく施設の状態や設備の損傷等を踏まえつつ点検の内容・頻度を機動的に見直している例あり</p>	<p>第2回:2年12月1日、第3回:3年2月24日)を設置し、点検精度・手法の検討、ドローンを活用した橋梁点検等の新技術を活用した優良事例等の情報収集等を行い、「農道保全対策の手引き」の記載内容の充実や参考情報の追加等の改定を3年4月に行う予定である。また、令和2年1月、市町村等の農道管理者に対して実施した農道の維持管理に係るアンケート調査において、課題として農業機械の大型化等に伴い路面の損傷が増加しているとの意見が多く寄せられたことを踏まえ、地方農政局に対して「農道の維持管理について」(令和2年6月30日付け事務連絡)を発出し、農道の長寿命化対策として活用できる農地整備事業通作条件整備(保全対策型)等の補助制度を改めて周知するとともに、農道の舗装には、農道の利用形態、地理条件等を勘案し、交通の安全性、快適性、経済性、施工性及び維持管理の観点から検討が必要であるとして、コンクリート舗装とアスファルト舗装の特性について併せて周知した。</p> <p>点検結果の記録・管理及び次期点検等への活用については、地方農政局に対して「農道の維持管理について」(令和2年6月30日付け2農振第1157号農村振興局整備部地域整備課長通知。以下「課長通知」という。)を発出し、市町村等の農道管理者による点検・診断、修繕・更新の着実な実施を図るため、点検等により得られた知見の一元的な記録、管理及び次期点検等への活用を推進することを依頼するとともに、「農道の維持管理について」により、農山漁村地域整備交付金、公共施設等適正管理推進事業債、ICTデータベース又はドローンの導入に係る地方財政措置等を活用した点検結果等の蓄積及び活用の推進に向けた働きかけを行った。</p> <p>(林道)</p> <p>林道の点検・診断・修繕・更新の着実な実施については、「林道の適正な維持管理について(照会)」(令和2年8月7日付け各都道府県林道整備事業担当課長宛て事務連絡)を発出し、新技術を活用した点検や情報管理データベ</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	<p>ースの作成等に関する事例、道路部局と連携して林道施設点検を実施している事例等の収集について協力を依頼するとともに、令和2年8月から9月までの間に、都道府県職員を対象に全国8地区で実施した「森林整備事業打合せ会議」（以下「打合せ会議」という。）においても重ねて要請した。</p> <p>また、技術面の支援として、林道の維持管理体制の実態に即した、より効率的・効果的なメンテナンスサイクルの確立を図るため、「林道の適正な維持管理について（照会）」等により得られた優良事例について、「林道の適正な維持管理について（優良事例の周知等）」（令和3年2月10日付け各都道府県林道整備事業担当課長宛て事務連絡）により市町村等への横展開を図るとともに、市町村等が実施する点検・診断等への技術的助言や点検・個別施設計画策定に係る研修の定期的な開催等を要請した。加えて、林道施設に係るメンテナンス（点検）業務における指導者を育成するため、令和3年度からメンテナンス（点検）業務に従事する都道府県等の職員を対象に、林道施設の点検・診断等に必要な知識等に関する講義や林道橋梁等の現場における点検・診断等を内容とする研修を実施する予定である。</p> <p>点検・診断等により得られた知見の一元的な記録・管理及び次期点検等への活用の推進については、「林道の適正な維持管理について」（令和2年8月7日付け各都道府県林道整備事業担当課長宛て事務連絡）を發出し、「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」（平成27年3月27日林野庁整備課）及び「林道施設長寿命化対策マニュアル」（平成28年3月林野庁整備課）（以下、これらを併せて「マニュアル等」という。）に基づく林道施設の定期点検を確実に実施するとともに、定期点検結果を適切に保管・管理し、維持・補修等の計画の立案や、次期の点検・診断等に活用することについて林道管理者に周知するよう依頼した。また、打合せ会議においても重ねて依頼した。</p> <p>具体的内容として、部材・施設単位の損傷状況、対策区分の判定、健全性の診断結果や点検時の施設ごとの状況写真をマニュアル等の点検様式等に</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	<p>取りまとめ、点検・診断等に係る野帳、図面等を併せて、個別施設計画に係る個票と一緒に適切に保管・管理するとともに、定期点検結果や実施した対策について、点検及び補修等の履歴を整理し、林道台帳と一緒に保管するよう依頼した。</p>
<p><b>2 適正な個別施設計画の策定</b> <b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>個別施設計画の策定対象施設を確実に把握する観点から、その基礎となる農道台帳・林道台帳の的確な整備・更新等を促すとともに、個別施設計画の内容の適正化を図るため、必要な技術的助言等を実施すること。</p> </div> <p><b>(説明)</b> <b>《制度の概要》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別施設計画は、施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図るため、各インフラの管理者が、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、施設ごとの具体の対応方針を定める長寿命化計画</li> <li>○ 「国土強靱化アクションプラン 2016」(平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部)では、農道橋(橋長 15m 以上)、農道トンネル、林道橋(橋長 4m 以上)及び林道トンネルに係る個別施設計画の策定割合を、令和 2 年度末までに 100%とすることが重要業績指標として設定</li> </ul> <p><b>《調査結果》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当省の調査対象機関において策定された個別施設計画の中には、施設の概要のみが記載され、点検結果等を踏まえた具体的な対策時期や対策費用等について未記載となっている例あり</li> <li>○ また、管理する 12 橋梁について、損傷状況が異なることが点検で明らかとなったにもかかわらず、長寿命化対策等の記載内容が全て同一で、施</li> </ul>	<p><b>(農道)</b></p> <p>課長通知により市町村等の農道管理者に対して、個別施設計画策定の基礎となる農道台帳の的確な作成、更新を行うことを依頼した。</p> <p>具体的には、事務連絡により、毎年度、農道台帳の記載数値について都道府県土地改良事業団体連合会による点検・確認を受けるなど適正な管理を図ることや、施設の点検・診断を行った場合には、必要に応じて農道台帳の作成・更新も併せて行うことで、農道台帳の的確な整備・更新を図るよう依頼した。このほか、農道台帳作成の参考となるよう、記載すべき事項、参考様式、参考事例集を改めて周知した。</p> <p>また、課長通知により市町村等の農道管理者に対して、個別施設計画の策定及び内容の適正化を行うことを依頼した。</p> <p>具体的には、事務連絡により、「農道保全対策の手引き」(平成 31 年 3 月 29 日付け農林水産省農村振興局整備部地域整備課)や個別施設計画の作成事例集を踏まえ、個別施設計画の記載事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)を適切に記載することを依頼した。</p> <p><b>(林道)</b></p> <p>個別施設計画の策定対象の確実な把握については、「林道の適正な維持管理について」により、林道台帳の作成対象である民有林林道について、「民有林林道台帳について」(平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知)に基づき、林道施設等の現況を整理するなどにより林道台帳を整備</p>

勸告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>設の状況に応じた記載になっていない例あり</p> <p>○ 一方、都道府県が、市町村及び土地改良区が作成した個別施設計画の内容を確認し、その適正化を図るために、必要な技術的助言を行っている例あり</p>	<p>するとともに、林道台帳の記載事項に変更が生じた場合には速やかに訂正を行うなど、林道台帳の的確な整備・更新等を図るよう林道管理者に周知するよう依頼した。あわせて、打合せ会議において、「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年8月19日林野庁）等を踏まえ、個別施設計画の策定対象施設を確実に把握する観点からも、林道台帳の的確な整備・更新を図ることについて、林道管理者に対して周知を行うよう都道府県に依頼した。</p> <p>また、国有林においても、林道台帳の適正な整備がされるよう、個別施設計画策定施設の林道台帳への登載方法を内容とする通知改正（令和3年3月通知予定）を進めている。</p> <p>個別施設計画の内容の適正化については、打合せ会議において、都道府県が必要に応じて市町村や森林組合等が作成した個別施設計画の内容を確認し、必要に応じ技術的助言を行うとともに、個別施設計画の策定に当たっては、施設概要のみならず、点検・診断の結果得られた施設の状態、点検結果を踏まえた具体的な対策時期や費用等について記載すべきことを林道管理者に周知するよう依頼した。</p> <p>また、「林道の適正な維持管理について（優良事例の周知等）」により、市町村等の林道管理者が個別施設計画を策定する際に、都道府県が計画策定に係る優良事例を示すなどにより技術的助言を行っている事例を紹介し、都道府県から各林道管理者に対する技術的助言を要請した。</p>
<p><b>3 併用林道等における情報共有の推進</b></p> <p><b>（勸告要旨）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>併用林道を含め、複数の管理者が維持管理に関わる農道・林道施設については、関係する管理者間における定期点検等に係る役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有の推進等を図ること。</p> </div> <p><b>（説明）</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p>	<p><b>（農道）</b></p> <p>課長通知により市町村等の農道管理者に対して、複数の管理者が維持管理に関わる施設については、定期点検等の維持管理に係る役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有を推進することを依頼した。</p> <p>具体的には、事務連絡により、複数の管理者が関わる施設の点検等の維持管理の役割分担については、施設の点検計画の「点検体制」を定める際に管</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>○ 「併用林道」とは、市町村等が管理する各種道路について、国有林林道に準じて取り扱うもの又は既存の国有林林道を住民の生活道路等として活用するため、市町村道等として取り扱うもの</p> <p>○ 併用林道の設定に当たり、国（森林管理署等）と市町村等は、併用区間、併用期間、維持修繕時の負担割合等を定めた協定（併用林道協定）を締結</p> <p>○ 定期点検実施主体や個別施設計画策定主体等については、国と市町村等がその都度協議</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 当省の調査対象機関における併用林道上に設置される橋梁及びトンネルの点検状況等をみると、点検の実施主体についての協議や点検の実施状況についての情報共有が行われなかったことにより、同一の施設について森林管理署等と市町村等の両当事者がそれぞれに点検を実施している例あり</p> <p>○ 一方、一部の森林管理署においては、併用林道協定を締結している市町村に対し、点検の実施状況等について情報共有を行うとともに、個別施設計画の策定主体について協議している例あり</p> <p>○ 併用林道協定を締結している市町村等に対して、森林管理署等が実施した定期点検結果の共有の希望について調査したところ、i)当該共有を通じて重複点検を排除することにより効率的な維持管理ができる、ii)施設の危険箇所等を把握でき、効果的な維持管理が可能となるため、定期点検結果の共有を希望するとの意見あり</p>	<p>理者間で明確にするとともに、記録した管理情報を関係する管理者間で共有することを推進するよう依頼した。</p> <p>（林道）</p> <p>国有林においては、森林管理局に対し、併用林道の定期点検等に係る役割分担が明確にされるよう、併用林道における個別施設計画策定点検等に関する協定の取扱方針等を明示した通知改正（令和3年3月通知予定）を進めている。</p> <p>なお、「林道の適正な維持管理について（照会）」により複数の管理者が維持管理に関わる林道施設等50施設（※）の管理状況について調査を実施（令和2年8月7日から10月30日まで）したところ、いずれも点検の実施等について特段の問題が発生している事例はみられなかった。</p> <p>（※） 50施設の内訳は、i) 行政区域境にある施設を双方の市町村が管理に関係する施設が36施設（橋梁6施設、トンネル30施設）、及びii) その他の事情により複数の管理者が管理に関係する施設が14施設（橋梁14施設、トンネル0施設）</p> <p>この結果も踏まえ、引き続き、施設のより効率的な維持管理を図る観点から、「林道の適正な維持管理について（優良事例の周知等）」を発出し、点検結果等の情報共有や維持管理に係る役割分担等について、都道府県を通じて林道管理者に対して周知した。</p>
<p><b>4 社会・経済情勢の変化や新たなニーズへの対応</b></p> <p>（勧告）</p> <p>社会・経済情勢の変化等を踏まえ、農道・林道施設の利用状況を把握するとともに、必要性が認められなくなったものについては、その廃止・撤去に向けた支援等を検討・実施すること。</p>	<p>（農道）</p> <p>課長通知により市町村等の農道管理者に対して、施設の利用状況を把握し、その利用状況も踏まえた戦略的な維持管理、更新を推進することを依頼した。</p>

勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高速道路施設の維持管理に関する問題（点検未実施、施設の損傷等）が顕在化したことを受け、平成 26 年 6 月、参議院において、高速道路と立体交差する橋梁（以下「高速道路跨道橋」という。）の点検体制の抜本的な見直し等を行うよう警告決議</li> <li>○ 国土交通省は、平成 27 年 1 月、関係省庁に対し点検促進等を要請。また、老朽化した高速道路跨道橋の撤去を促進するため、道路橋（道路法に基づき設置されたものに限る。）については、社会資本整備総合交付金により、撤去を支援</li> <li>○ 一方、農林水産省の農山漁村地域整備交付金は、農道橋、林道橋の単純撤去には活用できず</li> </ul> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会・経済情勢の変化に伴い利用者が減少した高速道路跨道橋の維持管理に苦慮しているとの意見あり</li> <li>○ 周辺地の耕作放棄地化に伴い利用者がほとんどいないと思われる高速道路跨道橋について、その点検時に、高速道路の車線規制等が必要となるため費用負担が重く、継続的な定期点検の実施に懸念している例あり</li> <li>○ 高速道路跨道橋の維持管理コストが負担。迂回路もあるため、撤去したいがその費用が高額で踏み切れず</li> </ul>	<p>具体的には、事務連絡により、地域のインフラの持続性を確保するために、施設の利用状況や今後の見通しも踏まえ、施設の維持管理のコストの最小化や安全性等の観点から施設の再編・集約等が重要であるとして、農道の廃止・撤去について、農山漁村地域整備交付金の農村集約基盤再編・整備事業等の活用を依頼するとともに、高速道路跨道橋等の利用状況の調査について協力を依頼した。</p> <p>これを踏まえ、令和 2 年 6 月 30 日、地方農政局等を通じて市町村等の農道管理者に対して、「高速道路跨道橋等の利用状況に関する調査」を実施し、高速道路跨道橋及びその他施設（高速道路跨道橋以外の橋梁、トンネル、ボックスカルバート、法面、擁壁等）の利用状況を把握した。その結果、確認された高速道路跨道橋 136 橋のうち、i) 現在利用しており、今後とも利用するので廃止・撤去する状況にないものが 115 橋、ii) 現在利用していないが今後利用される可能性があり、廃止・撤去しない方針のものが 9 橋、iii) 現在利用しているが今後 10 年程度で利用されなくなる可能性があり、廃止・撤去を検討しているものが 5 橋、iv) 現在利用しておらず今後も利用が見込めないとして廃止・撤去する方針のものが 7 橋あることが明らかとなった。</p> <p>また、その他施設については、現在利用していない、若しくは、今後利用しなくなる可能性のある橋梁が 26 橋、トンネルが 2 箇所あり、そのうち、現時点で廃止・撤去を考えている橋梁が 11 橋、トンネルが 1 箇所あることが明らかとなった。</p> <p>これらの調査結果を踏まえ、農道施設の再編・集約・撤去については、農山漁村地域整備交付金に加え、令和 3 年度に創設する農村インフラ施設の点検・診断・修繕・更新を一体的に支援する農村整備事業において、事業の対象として支援することを予定している。</p> <p>(林道)</p> <p>「林道の適正な維持管理について（照会）」により、民有林林道の高速道</p>

勸告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
	<p>路跨道橋 30 橋、点検等の優先度が高いと考えられる跨線橋 9 橋及び緊急輸送道路に位置付けられた林道施設 19 施設の利用状況について調査したところ、全ての林道施設は、森林整備、地域住民の日常生活道、電線等各種施設の維持管理道、災害発生時の代替路等といった一定の利用があり、必要性が認められないとして廃止・撤去を予定しているものは確認されなかった。</p> <p>この結果も踏まえ、「林道の適正な維持管理について（優良事例の周知等）」を発出し、今後も施設の利用状況を定期的に把握した上で、必要性の認められなくなった施設については、廃止・撤去等を検討すること、高速道路及び鉄道管理者と点検結果を共有するなど、より効率的・効果的な維持管理を図ること等について、林道管理者に対して、都道府県を通じて要請した。</p> <p>なお、国有林林道においては、高速道路跨道橋がないことを確認している。</p>